

子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月から子ども・子育て支援法が施行され、子ども・子育て支援新制度が始まります。
新制度の施行に伴い、一部施設を除き、利用申請の方法等が変更になりますので、必ずお読みください。

目次

1 子ども・子育て支援新制度とは	… 2ページ
2 「保育の必要性」について	
■ 教育	… 2ページ
■ 保育	… 2-3ページ
3 新制度の対象となる施設(事業者)について	… 3ページ
4 新制度開始に伴う保育施設(事業者)利用の流れ	
■ 平成27年4月一次募集に申請する方	… 4ページ
■ 平成27年4月二次募集以降に申請する方	… 5ページ
■ 平成27年4月以降継続利用を希望する方(在園児)	… 6ページ



1 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。新制度に移行する施設を利用したい場合、各自治体に申請し、支給認定を受ける必要があります。下表のうち、どの支給認定を申請し、受けるかで、利用できる施設が決まります。

必要性の認定区分		対象年齢(※)	対象施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上	幼稚園 認定こども園
2号認定	保育標準時間 保育短時間		保育所 認定こども園
3号認定	保育標準時間 保育短時間	満3歳未満	保育所 認定こども園 地域型保育

※ 平成27年4月1日時点

上記以外の施設(認証保育所、保育室、(新制度へ移行しない)家庭福祉員・幼稚園等)は、従来どおり各施設に直接お申し込みいただくこととなります。これらの施設のみを利用希望される場合、**認定証は必要ありません。**

2 「必要性の認定」について

■ 教育

新制度へ移行する幼稚園、又は認定こども園の教育部分の利用のみを希望し、保育施設(事業者)の利用を希望しない場合には、「1号認定」の申請が必要です。1号認定は、施設に直接利用申請を行い、内定が出た後に施設を通じて申請をすることになりますので、まずは施設にお問合せください(※市内施設をご利用になる場合です。市外教育施設の利用を希望される場合には事前に施設・保育課にご相談ください。)

■ 保育

「2号認定」「3号認定」を受け、保育施設(事業者)の利用を希望する場合、下記の**保育の必要性の認定基準**の要件のいずれかに、保護者のいずれかが該当している必要があります。

- 1 **月48時間以上**の就労
- 2 妊娠・出産
- 3 疾病・障害
- 4 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動(起業準備を含む。)
- 7 就学(職業訓練校における職業訓練を含む。)
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 10 その他、上記に類する状態として市が認める場合



また、上記要件・程度等により、**保育の必要量**についても次の2区分いずれかの認定を受けることとなります。認定方法は要件によって異なり、必要量が固定されているものもあります。

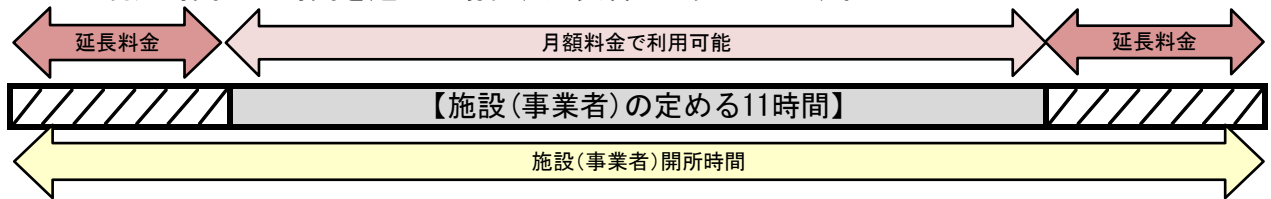
就労を理由とする利用の場合の基準	
a. 「保育標準時間」 ▶	フルタイム就労を想定した利用時間(1日最長11時間利用可能) 1日およそ6時間以上、月120時間以上就労している場合に認定。
b. 「保育短時間」 ▶	パートタイム就労を想定した利用時間(1日最長8時間利用可能) 1日およそ6時間未満、月120時間未満就労している場合に認定。

【保育標準時間と保育短時間について】 ※各施設の詳細については29ページをご覧ください。

1 保育標準時間

利用する施設(事業者)の定める最長11時間が月額料金により利用可能です。

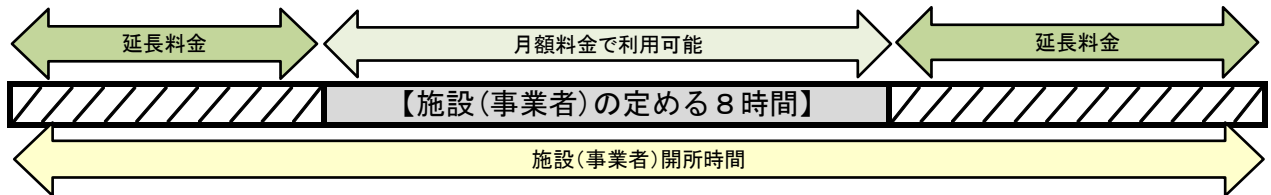
1日の利用時間が11時間を越える場合、延長料金が発生します。



2 保育短時間

利用する施設(事業者)の定める最長8時間が月額料金により利用可能です。

1日の利用時間が8時間を越える場合、延長料金が発生します。



【認定基準の要件と保育時間・認定期間について】

※保護者の一方が保育短時間に該当する場合は、保育短時間となります。

要件	保育標準時間	保育短時間	認定可能期間
就 労	月120時間以上	月48時間以上120時間未満	状況による
妊 娠・出 産	○	(希望すれば利用可能)(*)	最長5か月
疾 病・障 害	○	(希望すれば利用可能)(*)	状況による
介 護・看 護		状況による	状況による
災 害 復 旧	○	(希望すれば利用可能)(*)	状況による
求 職 活 動	○	(希望すれば利用可能)(*)	最長3か月程度
就 学		状況による	状況による
きょうだいの育児休業中	○	(希望すれば利用可能)(*)	26ページ(2)参照

(*)ご希望の結果、認定されない場合もあります。

3 新制度の対象となる施設(事業者)について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育・教育施設(事業者)は下表のように分類されます。

新制度	区分(新規名称)	該当施設又は該当事業者	市内該当施設(事業者)(※)
対象	特定教育・保育施設	認定こども園 保育所 幼稚園	認可保育所 こどものくに幼稚園
	特定地域型保育事業	家庭的保育 小規模保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	グループ保育室 本間家庭福祉員(保育短時間施設)
対象外	認可外保育施設	認証保育所 保育室 無認可保育施設 ・企業内保育所 ・ベビーホテル 等	認証保育所 保育室 家庭福祉員 ※本間家庭福祉員を除く。 その他保育施設
	教育施設	認定こども園 幼稚園	幼稚園 ※こどものくに幼稚園を除く。

※各施設(事業者)は、新制度に移行するか、現行制度(平成26年度までの制度)のまま継続して運営するかを選択できます。

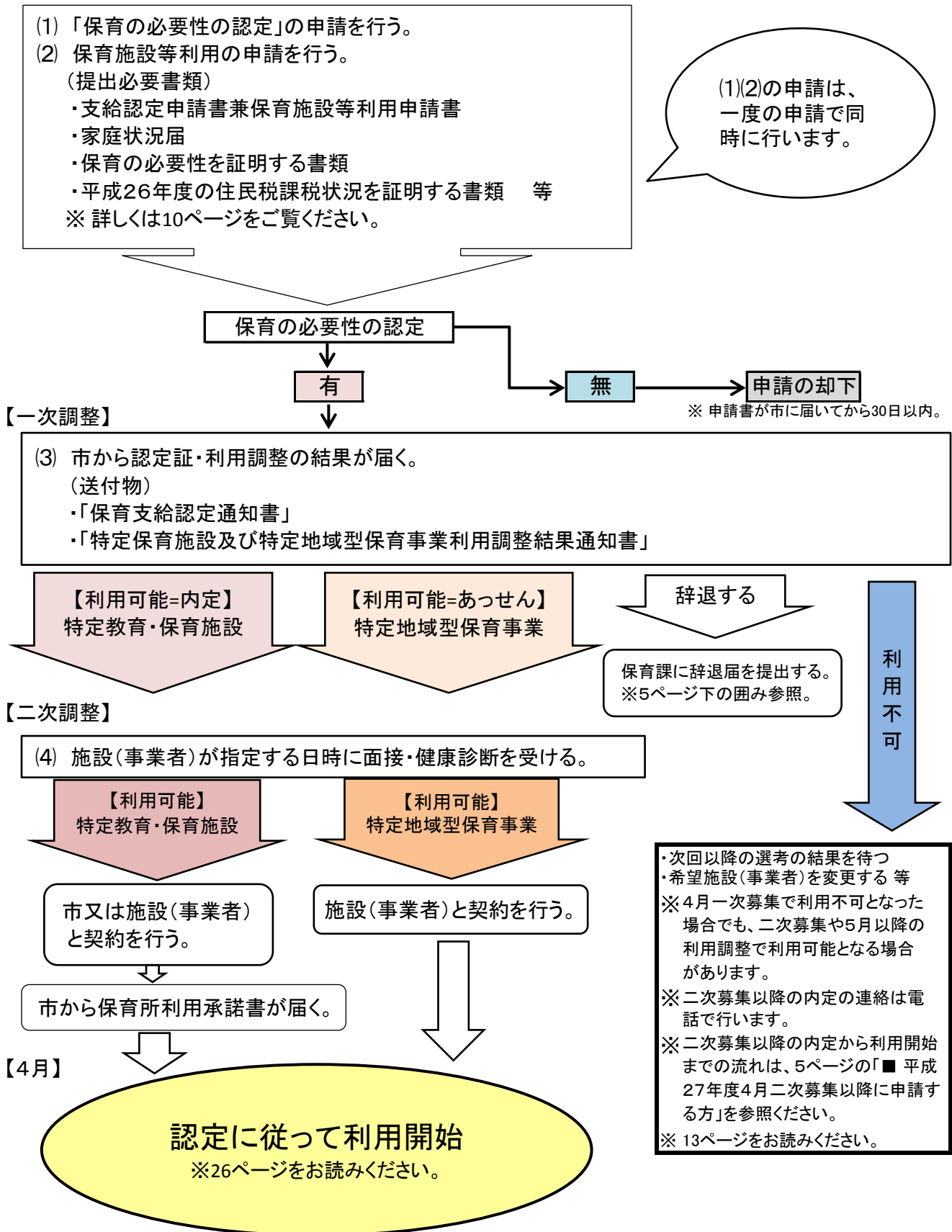
※市内施設(事業者)のうち、新制度に移行するものについては、別にご案内しています。(8ページ参照。)

新制度の対象施設(事業者)を利用しようとする場合、市に認定の申請を行う必要があります。対象外施設(事業者)を利用する場合には、各施設(事業者)に直接お問合せ、お申し込みいただくことになります。

4 新制度開始に伴う保育施設(事業者)利用の流れ

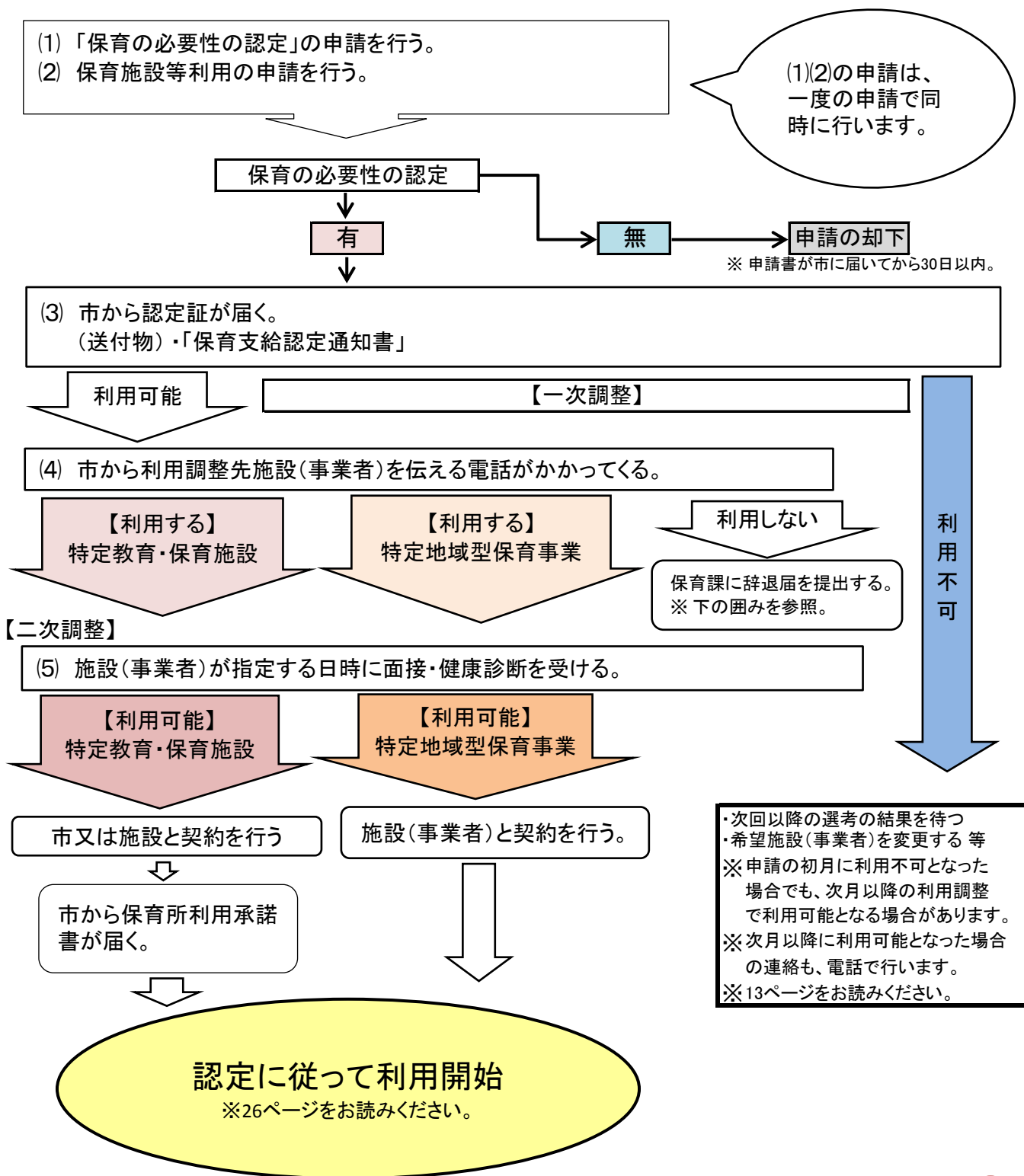
■ 平成27年4月一次募集に申請する方

※平成26年度以前に入所申請を行い、入所・転所できていない方を含む。



※負担金(4月から8月までの保育料)の決定は4月下旬頃に通知します。
 また、9月以降に平成27年度の住民税所得割額に応じて金額が変わります。

■ 平成27年4月二次募集以降に申請する方



■ 一次調整の「利用可能」(=内定)を辞退した場合について ■

紙面または電話にてご連絡した、一次調整の「利用可能」の通知につき、やむをえず辞退される場合には、「保育施設(事業者)利用調整結果辞退・申込み取下届」を保育課に提出する必要があります。
 辞退された場合には、申請は終了することになりますので、再び保育が必要になった場合や、他の施設(事業者)については申請を継続したい場合には、再度申請を行う必要があります(申請書だけでなく、保育の必要性を証明する書類等、すべて再提出していただく必要があります。)

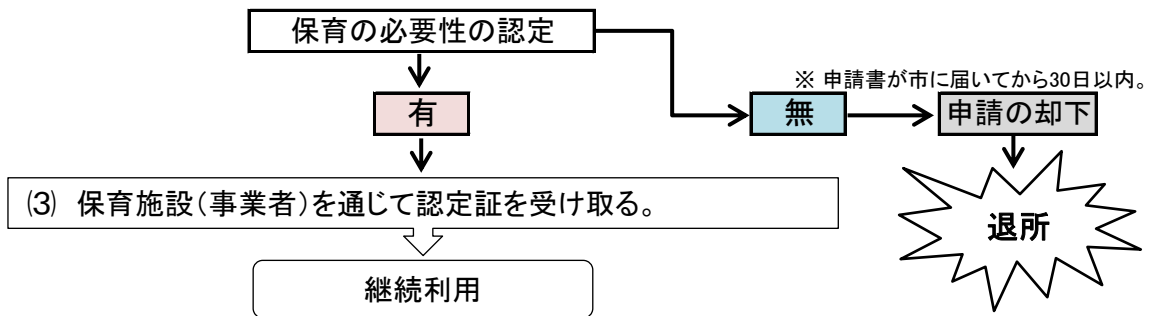
■ 平成27年4月以降継続利用を希望する方(在園児)

(1) 現在利用中の保育施設(事業者)を通じて「保育の必要性の認定」の申請書を受け取る。

(提出必要書類)

- ・支給認定申請書兼保育施設等利用申請書
 - ・保育の必要性を証明する書類
 - ・平成26年度の住民税課税状況を証明する書類 等
- ※ 詳細は配布時に改めてご案内します。

(2) 必要書類をそろえて期限までに保育施設(事業者)に提出。



※ 保育の必要性の認定基準については、2ページの「2 「必要性の認定」について」の「■ 保育」を参照。

《以下もご参照ください》

内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

すくすくジャパッ!

